

地域史料研究会・福岡

# 研究会報

第9号 (通巻 第139号) 2014・6

## 鯨組深沢家と大村藩

柴多一雄

はじめに

深沢儀太夫勝清にはじまる深沢家は、捕鯨業によって巨万の富を築き、多額の御用金を献上するなど、大村藩に多大の貢献を行ったが、しだいに捕鯨業が振るわなくなり衰退したといわれている。しかし、深沢家と大村藩との経済的な関係や衰退の経緯などについてはまだ明らかでない点も多い。本稿は、こうした深沢家と大村藩との経済的な関係や深沢家衰退の経緯について、歴代大村藩主の事蹟を記した『九葉実録』や

大村家史料(大村市立史料館所蔵)を中心に検討しようとするものである。

### 深沢儀太夫

大村藩士系録によれば、初代深沢儀太夫勝清は、肥前杵島洪江氏の出で、波佐見村中尾に住み、中尾次左衛門と称したという。紀州太地で捕鯨法(突捕法)を学び、寛永二年(一六二五)に杵岐勝本、大村領松島で突組による捕鯨業を始め、大村領平島、江島、五島魚目にも漁場を拡大し、さらには筑前や長門に

まで進出して、全国屈指の財をなした。

慶安三年(一六五〇)には金二八〇〇両を投じて大村に天台宗円融寺を建立したほか、浄土宗長安寺の本堂・石塀・鐘を寄進し、池田郷真言宗宝円寺の堂宇を改修した。また、万治(一六五八〜六二)年間には大村に間口四五間五尺、裏口四二間、奥行き三六間三尺の本陣を建設し、寛文元年(一六六一)には野岳に大堤の築造を開始して、四〇〇〇石ともいわれる新田を開発した。深沢の姓は、これらの功により藩主大村純長から与えられたものである。

初代深沢儀太夫勝清は寛文三年(一六六三)三月十七日に八十歳で死去したが、子供がなかったため、弟の勝幸が跡を継いだ。第二代深沢儀太夫勝幸は、延宝六年(一六七八)五島魚目で網掛突捕法を試行し、貞享元

年（一六八四）には壱岐勝本で本格的に網掛突捕法を開始した。網掛突捕法は突捕法と違って早く確実に鯨を捕ることができたため、莫大な利益をあげることができた。また、延宝七年には郡村本倉に堤を築いて新田を開発し、延宝八年には江戸久保町の水野氏宅地一七八三坪余を購入して藩に献上した。

### 深沢家と大村藩財政

藩財政との係わりにおいても、天和二年（一六八二）に家臣が藩のために銀二〇〇貫目を借り入れることを協議した際には勝幸親子も呼ばれ、その工面を依頼されている。勝幸は、銀八〇貫目は大坂・長崎の自分の屋敷を書き入れて借り入れることは可能で、残りの一二〇貫目もなんとか借り入れるこ

とを請け合っている（『九葉実録』一、七五頁、大村家史料二〇四―二〇〇）。

これより二年前の延宝八年（一六八〇）には、大村藩が長崎で借用した銀一〇〇貫目を返済するため、江島・平島・松島・崎戸の鯨組四組の鯨運上を、翌年から五年間、定請銀として毎年銀三〇貫目ずつ（計一五〇貫目）納めるように申し付けられた（大村家史料二〇九―二一八）。貞享二年（一六八五）七月、勝幸は、この年までの六年間、純長の四男幾之進（純庸）と五男万之丞（寿員）の御用銀を含めて、毎年銀三〇貫目ずつ上納し、大村藩が長崎から借り入れた銀一〇〇貫目を皆済したが、その間、不漁により運上銀では不足したため、銀七〇貫七九九匁を深沢家が負担したと述べている（『九葉実録』一、八二頁）。このほか、大村藩がこの時期、

深沢家から借り入れた借銀は、現在証文が残っているものだけでも、貞享三年（一六八六）に「江戸御作事并若殿様御祝言為御用意」銀一〇〇貫目（大村家史料二〇九―三一）、貞享四年に銀一三五貫目と米五〇〇〇俵（同二〇九―三七）、元禄二年（一六八九）正月に銀一五〇貫目（同二〇九―二）、同年九月に銀二〇〇貫目（同二〇九―一五）、元禄六年に銀二〇〇貫目（同二〇九―一六）、元禄九年に「おすて様御縁組」のため七〇〇両（同二〇九―二六）、元禄十年正月に「御姫様御用銀」として銀四八貫目（同二〇九―一八）、同年閏三月に銀三五貫目（同二〇九―三）と、膨大な額にのぼっており、総額では銀一〇〇〇貫目をはるかに超えていたと考えられる。

元禄十年の大村藩の財政収入は小物成・諸運上銀を入れて

銀五六一貫目余（『大村見聞集』五五二頁）であったから、深沢家からの借銀がいかに大きなものであったかがわかる。

### 深沢三家の成立と

#### 家臣への取立

第二代深沢儀太夫勝幸は元禄七年（一六九四）に八十三歳で死去した。長男勝直は本家を継いで平島を拠点とし、次男儀平次重昌は初代儀太夫勝清の養子となつて蠣浦を拠点とし、長女の婿今井源太左衛門勝直の二男与五郎幸可は元禄八年に平島から松島に移り、深沢三家が成立した。

また、次女の婿深沢貞右衛門勝之（沢田右衛門兵衛頼利の四男権十郎）は、元禄六年（一六八九）四月に勝幸に与えられていた三〇人扶持を相続して馬廻となり、のちに波佐見村において請地三八石を与えられた。

さらに、貞享四年（一六八七）

十二月には第三代儀太夫勝直の子浅井次右衛門（のち深沢弥次右衛門勝貞）が江串村・千綿村の新田二三四石を与えられて馬廻末席となり、深沢儀平次重昌の子深沢清助昌往も江串・三浦村の新田二〇〇石与えられて馬廻末席となった。また、深沢与五郎幸可の女婿惣兵衛興勝（根岸六右衛門直矩の二男）も幸可が拝領した一五〇石を相続して馬廻末席となるなど、三家からも次々と家臣に取り立てられ、深沢家と大村藩との関係は一層密接なものとなっていた。

### 深沢家からの借銀と大村藩

宝永三年（一七〇六）八月、第四代大村藩主大村純長が死去し、純尹が第五代藩主となった。翌宝永四年九月、純尹は、「亡

父代ニ用事相達候者共、借金多候付而代替ニ大形断申、其上知行納等已前之通無之」と、それまでの借銀先が出銀を拒否し、年貢も以前のように収納できなくなつたとして、幕府に儉約を願ひ出ることを検討している（『大村見聞集』九五六頁）。

このときの財政難はなんとか乗り切ることができたようであるが、翌宝永五年三月には再び財政難に陥つた。同年三月十八日の大坂の商人助松屋三郎太郎の書状によれば、前年冬に約束した国元からの資金が送つてこないで、江戸への送金ができないというのである（彦右衛門文書一一二―一三三）。

当時の大村藩の藩財政は、深沢家と助松屋を中心とする大坂商人によって支えられていたが、深沢家からの送金が滞り、大坂での金融逼塞もあつて資金繰りがつかず、江戸への送金

ができなくなつたのである。

すでにみたように、大村藩の深沢家からの借銀は元禄期に一〇〇〇貫目を超えていたが、宝永期にはさらに借銀が増加して返済ができなくなり、深沢家からの借り入れが困難になつたものと思われる。

このため宝永五年五月、大村藩は、宝永元年九月二日から宝永四年九月十八日までの深沢家からの借銀を一括して銀一〇〇〇貫目の借銀とし、この一〇〇〇貫目を返済するまで、毎年利息として下鈴田・黒丸・竹松・福重・皆同・今留・松原・千綿の八カ村から一村につき米二五〇俵ずつ計二〇〇〇俵を深沢家に渡すことにした（大村家史料二〇九―一〇、同二〇九―一八、同二〇九―一九）。借銀が返済できなくなつたため、とりあえず直近の借銀一〇〇〇貫目の利息だけを支払うこ

とにしたのである。

これによつて、大村藩は新たに深沢儀太夫勝行から銀六〇貫目、叔父の助次郎（与五郎）幸可から銀三〇貫目を借り入れることが可能となり、江戸への送銀も行うことができるようになった（大村家史料二〇九―一〇、同二〇九―一八、同二〇九―一九）。

しかし、正徳五年（一七一五）には、このときの借銀やその後に借り入れた借銀の返済ができなくなつたのであろう、銀一三七〇貫目は利息のみを支払い、残りの銀三四二貫五〇〇目の返済を行うという契約に変更している（大村家史料二〇九―一六〇、同二〇九―一五二）。

さらに、享保三年（一七一八）には利息のみ支払うことにしていた銀一三七〇貫目の利息を支払うことができなくなり、この利息とこの利息を借りた

利息に享保二年暮れから享保三年までの借銀を加えた銀四二五貫余を、上・下両波佐見村・宮村二〇〇〇石の年貢米三〇〇〇俵で返済し、正徳五年から返済を行うことになっていった銀三四二貫五〇〇目と宝永七年から享保二年秋までの借銀を合わせた銀四三八貫目余は、この銀四二五貫目余の返済が終わるまで返済を停止することにした(大村家史料二〇九―一六〇、同二〇九―一五二)。利息のみ支払うことにしていた銀一三七〇貫目も、おそらく返済が停止されたか、借銀そのものが破棄されたものと思われる。

このように、大村藩の深沢家からの借銀は、宝永五年、正徳五年、享保三年と、返済が滞るたびに藩の負担を軽くする形で深沢家に負担を押しつけた形であるが、その返済も

約束どおり行われることはほとんどなく、深沢家の経営は大きく影響を受けることになったのである。

### 深沢家の衰退

享保八年(一七二三)二月、大村藩は江戸からの帰国費用が手当できなかったため、深沢儀太夫勝昌から「他借才覚を以て」銀五〇貫を借用した(大村家史料二〇九―一四二)。「他借才覚を以て」とあるように、この銀五〇貫目は儀太夫勝昌が他から借り入れて大村藩に用立てたものであった。

翌九年には深沢儀太夫勝昌と深沢儀左衛門幸層(与五郎幸可の子)はそれぞれ銀二五〇貫目ずつを上納し、その功としてそれぞれ采地五〇〇石を拝領した(『九葉実録』二、九頁)。このとき儀太夫勝昌が実際に

大村藩に上納したのは、享保七年の「才覚銀」の元利六七貫目と采地五〇〇石の年貢米代銀一〇貫目を差し引いた銀一七三貫目であったが(大村家史料二〇九―三五)、享保七年の貸付銀も「才覚銀」とあるように、儀太夫勝昌が他から借り入れたものであり、すでに深沢家に資金的な余裕がなくなっていたことを示している。

また、采地五〇〇石の拝領はきわめて名誉なことであり、武士にとっては経済的にも大きな意味をもっていたが、采地五〇〇石からの一年間の収入は、銀一〇貫目と見積もられているように、銀二五〇貫目の一年間の利息にあたるかあたらなにかの額であり、深沢家にとつては経済的に大きな負担となるものであった。

こうしたなかで、享保十二年(一七二七)十二月、深沢儀平次

重昌の子太郎右衛門永興が、不如意のため大村の本町宅に住むことは難しくなったとして、森園の家来のところに移ることを願いだした。これに対し藩は、「亡父儀平次段々御用ニ相立候」として五人扶持を与え、「只今迄之宅長崎往来之駅場ニ而連々御用ニ相立候間、内外破却無之様一家中より年々修理可取繕」と達した(『九葉実録』二、七頁)。

享保十六年九月六日には、本家の深沢儀太夫勝昌の子浅井金五郎勝豊が、「近年内証不勝手ニ罷成、御本陣修理等之儀難仕」と、本陣役を辞することを願いだした。これに対し藩は、「願之通被仰付候而者深沢家及断絶候儀無本意」と、「先祖御用ニ相立候勤功を以」、勝豊に五〇人扶持と深沢の名字を与え、勝豊が成長するまで一族の尾道勇右衛門と浅井新左衛門が

後見し、本陣役を勤めるように命じた(大村家史料二〇九一一、『九葉実録』二、一三三頁)。

翌享保十七年八月九日には、本家をしのぐほどの力を有していた深沢儀左衛門幸層の弟でその跡を継いでいた与五郎幸曹に対し、「家業之繰合も成兼可申候」と、江島一島の物成・諸上納一切・鯨運上・民家の支配を命じた(『九葉実録』二、三四頁)。

このように享保十年代に入ると、それまで大村藩を財政的に支えてきた深沢家は、一転して藩の庇護を受けなければならなくなったのである。

### 深沢家の捕鯨業撤退と

#### 大村藩

寛政八年(一七九六)六月、曾祖父幸曹以来江島を支配し、捕鯨業を営んできた深沢与五郎幸郷は、不漁のため運上銀を納

めることができなればかりか、藩からの拝借銀も返せず、他からの借銀も返済することができないうとして、「当年限組株相潰」、「江島浦之儀他之組主二居浦申談、先納申請御上納申上候」と申し出た(『九葉実録』二、三四八頁)。

これに対し大村藩は、「過分之御用金引負仕不届之至」と、幸郷に「江島支配并組株家屋敷一切御取上江島江塾居」を命じた。また、「他方借銀数多有之、其儘打捨置候而者御役方甚御面倒相成」として「急度相慎」むように命じた(『九葉実録』二、三四九頁)。

七月には、幸郷が他領にも大量の借銀を抱えていたことから、「異日ニ事ヲ生セン事ヲ慮リ」、長崎奉行と大坂町奉行に対し、深沢与五郎の組株・家屋敷・家財一切を没収し、遠島を申し付けたことを告げている

(『九葉実録』二、三五〇頁)。

同年十二月には京都の吹田屋九左衛門が幸郷を訴え出たため、幕府の寺社奉行が幸郷と関係する町人を江戸に呼び出したが(『九葉実録』二、三五五頁)、「御裁許も軽メニ相済、御大慶之事ニ候」とあるように、大事に至ることはなかった(『九葉実録』二、三六九頁)。

幸郷が遠島に処せられたのは、他領に大量の借銀を抱えたまま倒産したため、藩に影響が及ぶことを避けるためであったが、享和三年(一八〇三)八月には、それらもほぼ片づいたため遠島が許され、五人扶持が与えられた。この五人扶持は、「江島物成之儀、頃年元々之通被下置」ていたため、「表向名目」のものであった。しかし、まだ少しではあるが他領への借銀が残っていたため、「表向者は是迄之通遠島之体ニ相心得」るよ

うに命じられている(『九葉実録』三、六頁)。

文化二年(一八〇五)五月、幸郷は「深沢与五郎其姓名ノ世ニ憚ルヘキ以テ」、名を中橋才右衛門と改め(『九葉実録』三、六〇頁)、翌三年二月には城下給人となった。文化十四年(一八一七)十一月には馬廻に取り立てられて四〇石高となり、文政二年(一八一九)には藩から宅地を与えられて、松島から村城下岩船に移った。

### 深沢組撤退後の捕鯨業と

#### 大村藩

深沢家が捕鯨業から撤退すると、大村領内では他領の鯨組が活動するようになった。大村藩の歴代藩主の事蹟を記した『九葉実録』にも、文化五年(一八〇八)三月八日「平戸藩生月ノ益富又左衛門捕鯨三隊、本月四日江島ニ入ルヲ告ク」、同六

年二月五日「平戸ノ益富又左衛門捕鯨三隊、客月二十六日宇久島ヨリ江島ニ移ルヲ告ク」、同年四月「生月ノ人益富又左衛門、捕鯨三三ヲ江島ニ捕へ、本月十日其隊ヲ解クヲ告ク」と、平戸藩の益富又左衛門の活動が記されるようになる。

こうしたなかで、文化七年（一八一〇）四月、益富又左衛門は大村藩に翌文化八年から十年までの三年間、江島を捕鯨場とすることを願ひ出て許可されたが（『九葉実録』三、二二〇頁）、大村藩はその運上の引当てとして銀六〇貫目を先納するように求め、三年間の運上で精算できないときは、さらに文化十一年以降も引き続き江島での捕鯨を認めると提案した（『九葉実録』三、二二二頁）。

これに対し、益富の手代置屋国蔵は、「平戸表近年殊之外用金大造之儀ニ御座候而難渋仕

罷在候時節ニ御座候得者、他借利付銀子繰合を以平戸表用達仕罷在候」と、平戸藩から命じられた多額の御用金を上納するため借銀をしている事情を説明し、一〇〇文銭で上納することになっていた鯨運上を八〇文銭で上納することが認められれば、銀六〇貫目を先納すると回答した（『九葉実録』三、二二二頁）。同じ銀一匁でも一〇〇文銭でなく八〇文銭で上納すれば、その負担は二割軽くなったからである。この申し出に対し、大村藩は八〇文銭での上納を認めるとともに、大村領内で雇い入れる水主の出入方を厳しく監督することを約束している（『九葉実録』三、二二二頁）。

深沢家の捕鯨業からの撤退によって、大村領内での捕鯨は平戸の益富家など他領の鯨組が行うことになり、大村藩は彼らに運上を課して資金を調達することになったのである。しかし、領内と違って領外の鯨組に対する藩の影響力はおのずから限界があり、その資金調達力も大きく減少することになったのである。

らに運上を課して資金を調達することになったのである。しかし、領内と違って領外の鯨組に対する藩の影響力はおのずから限界があり、その資金調達力も大きく減少することになったのである。

### 参考文献

- ・指方邦彦「西海捕鯨と深沢組」『大村史談』四〇号、一九九二年。
- ・柴田恵司「深沢組小伝」『大村史談』四五号、一九九四年。
- ・柴田恵司「深沢組以後の大村領の鯨捕り」『大村史談』四七号、一九九六年。
- ・柴田恵司「延宝初年の突組捕鯨と大村組」『大村史談』四八号、一九九七年。
- ・大村史談会編『九葉実録』第一冊（第五冊、別冊、大村史談会、一九九四年）一九九七年。

### 【研究会からのお知らせ】

第一四回懇話会および二〇一四年度会員総会開催のお知らせ

第一四回懇話会を開催しますのでご参加ください。

日時 六月二十八日（土）一四時～

場所 久留米大学福岡サテライト

福岡市中央区天神一―四―二

エルガーラオフィス 六階

報告 中村久子氏

「近世、対馬の被差別民」

なお、二〇一四年度の会員総会を第一四回懇話会終了後に開催します。通常の議題のほか、会員名簿の取扱いなどについて審議をお願いする予定です。会員の皆様のご出席をお願いいたします。

### 研究会報 第九号

（県史だより 通巻第一三九号）

平成二六年六月一七日発行

編集・発行

地域史料研究会・福岡

[jimukyoku@chikishi.com](mailto:jimukyoku@chikishi.com)

<http://www.chikishi.com>